

第6期初等中等教育分科会の審議の状況について (平成23年2月～平成25年1月)

1. 第6期における審議事項

初等中等教育分科会

●第2期教育振興基本計画について

- ・ 平成23年6月、第77回中央教育審議会総会において文部科学大臣より第2期教育振興基本計画の策定について諮問。その後、教育振興基本計画部会を中心に各分科会においても関係事項について審議し、平成24年8月、審議経過報告を取りまとめ。
- ・ 初等中等教育分科会においては、社会を生き抜く力の養成等の基本的方向性や成果目標、成果指標の在り方、「確かな学力を身につけるための教育内容、方法の充実」等の各基本施策の内容、教育投資の必要性等について審議。

教育課程部会

●理科教育設備基準の改訂について

- ・ 小学校、中学校、高等学校等における新学習指導要領の改訂を踏まえ、理科教育振興法に基づく理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部改正案について審議・了承。

●産業教育の施設・設備の基準の改訂について

- ・ 高等学校等における新学習指導要領において、専門学科について専門性の基礎・基本を一層重視するとともに、専門分野に関する知識と技能の定着を図る観点から科目の構成や内容の改善を図ったことを踏まえ、新学習指導要領の円滑な実施に資するよう、産業教育のための基準の改訂など、産業教育振興法施行規則の一部改正案について審議・了承。

●小中一貫教育に係る教育課程の基準の特例について

- ・ 学校段階間の連携・接続等に関する作業部会において取りまとめられた「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」において提案された、小中一貫教育に係る教育課程の基準の特例について、その意義、内容や特例の活用に係る要件等について審議。

教員養成部会

●教員養成課程の質の向上等について

- ・ 大学からの教職課程の設置申請に対して文部科学大臣の諮問に基づき審査。
〔平成24年度開設の140大学638課程を認定可として答申
平成25年度開設を目指す116大学430課程の認定について審査中〕
- ・ 既に認定された教職課程の運営状況を確認する観点から、毎年教職課程実地視察を行っており、平成23年度に行った合計45大学等の実地視察について、報告書を取りまとめ。

高等学校教育部会（平成23年9月設置）

●今後の高等学校教育の在り方について

- ・ 平成23年11月以降、17回（予定）の会議を開催し、これまでの高校教育改革の成果や課題について総覧するとともに、今後の課題について検討。
- ・ 高校教育の現状と課題、高校教育に期待されるもの、今後の施策の方向性、各種振興方策に関する検討事例について整理を行い、平成24年8月に「課題の整理と検討の視点」【参考1】を取りまとめ。
- ・ 平成24年8月以降、「課題の整理と検討の視点」で示された以下の論点（高校教育を通じて生徒に共通に身に付けさせるべきもの（コア）と高校教育の質保証の在り方）を中心に、審議を継続中。
〔①高等学校においてどのような能力を身に付けさせるか。
②生徒の修得の到達目標を誰がどのように設定するか。
③到達目標に対する達成度をどのように把握するか。
④上記の点を踏まえた質を保証する仕組みをどのように構築するか。〕

特別支援教育の在り方に関する特別委員会

●共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について

- ・ 第5期に引き続き、11回の特別部会（第9回～第19回）を開催し、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方について審議。
- ・ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の在り方や就学相談・就学先決定の在り方、合理的配慮とその基礎となる環境整備、多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進、教職員の専門性の向上等に向けた方策などについて検討を行い、平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」【参考2】を取りまとめ。

- 就学手続に関する学校教育法施行令の改正等について、検討中。
- 平成25年度概算要求において、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、早期からの教育相談・支援体制の構築、合理的配慮の充実、教職員定数や施設設備等の充実を図り、特別支援教育を推進するための所要の経費を要求。

学校段階間の連携・接続等に関する作業部会

●中高一貫教育制度について

- ・ 第5期に引き続き、3回の会議（第4回～第6回）を実施し、中高一貫教育のこれまでの成果と課題を検証するとともに、今後の改善方策等について審議。
- ・ 中高一貫教育校の特色ある教育の展開を一層促すための方策等について取りまとめた「中高一貫教育制度に関する主な意見等の整理」【参考3】を平成23年7月に報告。

- 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準、連携型中学校及び連携型高等学校の教育課程の基準の特例を拡充。
（・高等学校段階における学校設定教科・科目の単位数の増加（30単位→36単位）
・中学校段階内における学年間の指導内容の移行に関する特例の追加）
《平成23年11月告示改正、平成24年4月実施》

●小中連携、一貫教育について

- ・平成23年10月以降、10回の会議（第7回～第16回）を実施し、小・中学校間の連携・接続に関する全国的な取組の検証を行うとともに、その支援の在り方等について審議。
- ・小中連携、一貫教育の推進に向けた改善方策（教育課程、指導方法、推進体制、地域との連携等、教員人事・教員免許、校地・校舎）等について検討を行い、平成24年7月に「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」【参考4】を報告。

→ 小中一貫教育に関する教育課程の基準の特例を制度化するための省令改正等について、検討中。

2. 来期に継続して審議する事項

初等中等教育分科会

●第2期教育振興基本計画について

- ・教育振興基本計画部会と連携を図りながら、第2期教育振興基本計画に盛り込むべき内容について、引き続き審議。

高等学校教育部会

●今後の高等学校教育の在り方について

- ・高等学校教育における質保証の在り方等について、引き続き審議。

中央教育審議会
初等中等教育分科会
高等学校教育部会（第11回）
（平成24年8月10日とりまとめ）

高等学校教育部会における「課題の整理と検討の視点」 〈概要〉

1. 高等学校教育の現状

- ・中学校卒業後の生徒が98%が進学しており、生徒の興味・関心、能力・適性、進路等が極めて多様。例えば、学力面については、極めて高い学力を有している者がいる反面、小学校や中学校における学習を十分修得していない生徒も少なからず見られる状態。
- ・平成3年以降、総合学科の創設や学校外学修の単位認定制度の拡充、全日制課程における学年制によらない単位制高等学校の拡充等の施策が着実に推進。各都道府県では、地域の実情に応じた独自の取組が行われ、特色ある改革が推進。
- ・教育内容や学習形態が多様化したことにより、生徒の多様な学習ニーズに応えることが可能となったが、高等学校教育として共通に求められるものは何かという視点が弱くなっているとの指摘。

2. 高等学校教育の課題

- ・将来の進路等との関連を意識して学びに取り組む態度や、社会の一員として求められる意識・態度の育成、学習時間の減少に指摘される学習意欲の減退が課題。
- ・進学率の向上と多様化の進展により、「高等学校」として一括りに現状を分析したり課題を捉えることが困難に。

3. 高等学校教育に期待されるもの

- ・今後の高等学校教育は、どの学校においても、生徒の自立に向けて、全ての生徒に最低限必要な能力を身に付けさせるとともに、生徒の適性や進路等に応じて必要となる資質・能力を身に付けさせることが期待される。特に生徒の適性や進路等に応じた課題を踏まえた教育を行うにあたっては、これからの時代が将来予測困難になっていることを見据えて、各学校が地域の実情や生徒の希望実態等を踏まえ、目標とする人間像を明確にした上で、それぞれの生徒の個性や能力を伸長させる教育を行うことが期待される。

4. 今後の施策の方向性

- ・全ての意志ある生徒が、その能力・適性、進路等に応じた教育を安心して受けられ、学びを通じて、その能力・可能性を伸張させることができるよう、高等学校教育を含む後期中等教育段階の学びの機会を与えられるようにすることが必要。ただし、このことは、いわゆる「義務教育化」を目指すものではない。

① 全ての生徒に共通に最低限身に付けさせるべきもの（＝コア）について検討が必要。

② 各学校ごとに、地域の実情や生徒の実態を踏まえた目標とする人間像及びそのために生徒が修得すべき内容を明らかにし、その内容を確実に修得させるとともに、修得状況を明らかにする様々な質保証の仕組みを構築することが必要。

- ・そのための施策の実施にあたっては、高等学校として共通に基盤となる教育条件や教育環境を整備した上で、各学校が目標とする人間像に応じて、それぞれをより効果的に実現できるよう支援する観点から、国や地方公共団体が施策を講じることがより効果的。

5. 高等学校教育の質保証

- ・本来求められている高等学校教育の質の保証に関する機能を十分に果たしていないため、結果として、生徒が高等学校の学習において何をどの程度修得したのかが見えにくくなっており、中には、高等学校の学習成果として期待される資質や能力、態度を身に付けられないまま卒業しているケースも見受けられる。
- ・今後の高等学校教育の質の保証を検討するにあたっては、以下のような点について議論することが必要。
 - ① 高等学校においてどのような能力を身に付けさせるか。
 - ② 生徒の修得の到達目標を誰がどのように設定するか。
 - ③ 到達目標に対する達成度をどのように把握するか。
 - ④ 上記の点を踏まえた質を保証する仕組みをどのように構築するか。

6. 各種の振興方策（検討事項例）

- (1) 高等学校教育全体の振興方策
 - ・近い将来主権者となる全ての生徒に共通に最低限修得させるべき内容（＝コア）に関する指導の充実
 - ・修得すべき内容の明確化と修得の状況を明らかにする仕組みの構築
 - ・ICT等の活用による対話型・グループワークを取り入れた学びの機会の充実、地域の人材を活用した授業の改善 等
- (2) 各学校の目標とする人間像に応じた振興方策
 - 社会経済活動の基盤を担うために必要な資質・能力の育成
 - ・普通科における義務教育段階の学び直しや職業教育の充実のため、より柔軟な教育課程の編成を認める 等
 - 専門的職業人に必要な資質・能力の育成
 - ・社会のニーズと専門教科・科目のミスマッチを解消するための取組の実施
 - ・地域・産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動等による職業教育の充実 等
 - 社会においてリーダーシップを発揮し、また、グローバル社会において国際的に活躍するために必要な資質・能力の育成
 - ・大学等の協力により高度な内容の授業を受ける機会の提供等の高大連携の推進
 - ・厳格な成績評価を前提とした早期卒業を認める制度の創設 等
 - 自立して社会生活・職業生活を営むための基礎的な資質・能力の育成
 - ・発達障害に関する教職員に対する研修の充実
 - ・特別支援教育支援員等の専門スタッフの充実
 - ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門スタッフの充実 等

7. 高等学校と大学との接続

- ・高等学校における授業の改善も含めた高等学校と大学との接続の観点からも、高等学校における質保証に係る検討と併せて、大学進学者の意欲や能力、適性等の多面的、総合的な評価に基づく大学入試の在り方について、別途高等学校及び大学関係者による検討が必要。

共生社会の形成に向けた
インクルーシブ教育システム構築のための
特別支援教育の推進
(報告) 概要

はじめに

〔 障害者の権利に関する条約の国連における採択、政府の障害者制度改革の動き、中央教育審議会での審議、障害者基本法の改正等について記述 〕

1. 共生社会の形成に向けて

(1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

- ・ 「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。
- ・ 障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- ・ 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- ・ インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

(2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

- ・ 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の①から③までの考え方に基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。
 - ①障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
 - ②障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
 - ③特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。
- ・ 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

(3) 共生社会の形成に向けた今後の進め方

- ・ 今後の進め方については、施策を短期（「障害者の権利に関する条約」批准まで）と中長期（同条約批准後の10年間程度）に整理した上で、段階的に実施していく必要がある。

短期：就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改革の実施、教職員の研修等の充実、当面必要な環境整備の実施。「合理的配慮」の充実のための取組。それらに必要な財源を確保して順次実施。

中長期：短期の施策の進捗状況を踏まえ、追加的な環境整備や教職員の専門性向上のための方策を検討していく。最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指す。

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

(1) 早期からの教育相談・支援

- ・ 子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。
- ・ 乳児期から幼児期にかけて、子どもが専門的な教育相談・支援が受けられる体制を医療、保健、福祉等との連携の下に早急に確立することが必要であり、それにより、高い教育効果が期待できる。

(2) 就学先決定の仕組み

- ・ 就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。
- ・ 現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。「教育支援委員会」（仮称）については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待される。
- ・ 就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。
- ・ 就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者にあらかじめ説明を行うことが必要である（就学に関するガイダンス）。
- ・ 本人・保護者と市町村教育委員会、学校等の意見が一致しない場合については、例えば、本人・保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会への指導・助言の一環として、都道府県教育委員会の「教育支援委員会」（仮称）に第三者的な有識者を加えて活用することも考えられる。

(3) 一貫した支援の仕組み

- ・ 可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用することが必要である。

(4) 就学先相談・就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

- ・ 都道府県教育委員会の就学先決定に関わる相談・助言機能を強化する必要がある。
- ・ 就学相談については、それぞれの自治体の努力に任せるだけでは限界があることから、国において、何らかのモデル的な取組を示すとともに、具体例の共有化を進めることが必要である。

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

(1) 「合理的配慮」について

- ・ 条約の定義に照らし、本報告における「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。
- ・ 障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。
- ・ 「合理的配慮」の決定に当たっては、障害者の権利に関する条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。
- ・ 「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」

の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。なお、設置者・学校と本人・保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会」（仮称）の助言等により、その解決を図ることが望ましい。また、学校・家庭・地域社会における教育が十分に連携し、相互に補完しつつ、一体となって営まれることが重要であることを共通理解とすることが重要である。さらに、「合理的配慮」の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。

- ・ 移行時における情報の引継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが必要である。

（２）「基礎的環境整備」について

- ・ 「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。
- ・ 共生社会の形成に向けた国民の共通理解を一層進め、インクルーシブ教育システム構築のための施策の優先順位を上げていくことが必要である。

（３）学校における「合理的配慮」の観点

- ・ 「合理的配慮」の観点について整理するとともに、障害種別の「合理的配慮」は、その代表的なものと考えられるものを例示している。示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。
- ・ 現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供するかなどについて、関係者間で共通理解を図る必要がある。
- ・ 複数の種類の障害を併せ有する場合には、各障害種別の「合理的配慮」を柔軟に組み合わせることが適当である。

（４）「合理的配慮」の充実

- ・ これまで学校においては、障害のある児童生徒等への配慮は行われてきたものの、「合理的配慮」は新しい概念であり、現在、その確保についての理解は不十分であり、設置者・学校、本人・保護者の双方で情報が不足していると考えられる。そのため、早急に「合理的配慮」の充実に向けた調査研究事業を行い、それに基づく国としての「合理的配慮」のデータベースを整備し、設置者・学校、本人・保護者の参考に供することが必要である。また、中長期的には、それらを踏まえて、「合理的配慮」、「基礎的環境整備」を充実させていくことが重要であり、必要に応じて、学校における「合理的配慮」の観

点や代表的なものと考えられる例を見直していくことが考えられる。

- ・ 「合理的配慮」は、その障害のある子どもが十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要であり、それについても研究していくことが重要である。例えば、個別の教育支援計画、個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことが重要である。

4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

(1) 多様な学びの場の整備と教職員の確保

- ・ 多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要である。
- ・ 通常の学級においては、少人数学級の実現に向けた取組や複数教員による指導など指導方法の工夫改善を進めるべきである。
- ・ 特別支援教育により多様な子どものニーズに的確に応えていくためには、教員だけの対応では限界がある。校長のリーダーシップの下、校内支援体制を確立し、学校全体で対応する必要があることは言うまでもないが、その上で、例えば、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める教職員に加えて、特別支援教育支援員の充実、さらには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ST(言語聴覚士)、OT(作業療法士)、PT(理学療法士)等の専門家の活用を図ることにより、障害のある子どもへの支援を充実させることが必要である。
- ・ 医療的ケアの観点からの看護師等の専門家についても、必要に応じ確保していく必要がある。
- ・ 通級による指導を行うための教職員体制の充実が必要である。
- ・ 幼稚園、高等学校における環境整備の充実のため、特別支援学校のセンター的機能の活用等により教員の研修を行うなど、各都道府県教育委員会が環境を整えていくことが重要である。

(2) 学校間連携の推進

- ・ 域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)により、域内のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが必要である。
- ・ 特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情

報提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有している。今後、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）の中でコーディネーター機能を発揮し、通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。そのため、センター的機能の一層の充実を図るとともに、専門性の向上にも取り組む必要がある。

- ・ 域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）や特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮するため、各特別支援学校の役割分担を、地域別や機能別といった形で、明確化しておくことが望ましく、そのための特別支援学校ネットワークを構築することが必要である。

（３）交流及び共同学習の推進

- ・ 特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間、また、特別支援学級と通常の学級との間でそれぞれ行われる交流及び共同学習は、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる。
- ・ 特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習については、双方の学校における教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど交流及び共同学習の更なる計画的・組織的な推進が必要である。その際、関係する都道府県教育委員会、市町村教育委員会等との連携が重要である。また、特別支援学級と通常の学級との間で行われる交流及び共同学習についても、各学校において、ねらいを明確にし、教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど計画的・組織的な推進が必要である。

（４）関係機関等との連携

- ・ 医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要である。このためには、関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効である。

５．特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

（１）教職員の専門性の確保

- ・ インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員

については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。

- すべての教員が多岐にわたる専門性を身に付けることは困難なことから、必要に応じて、外部人材の活用も行い、学校全体としての専門性を確保していくことが必要である。

(2) 各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方

- 学校全体としての専門性を確保していく上で、校長等の管理職のリーダーシップは欠かせない。また、各学校を支援する、教育委員会の指導主事等の役割も大きい。このことから、校長等の管理職や教育委員会の指導主事等を対象とした研修を実施していく必要がある。
- 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状（当該障害種又は自立教科の免許状）取得率は約7割となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、取得率の向上による担当教員としての専門性を早急に担保することが必要である。このため、養成、採用においては、その取得について留意すべきである。特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。
- 特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きい。このため、専門的な研修の受講等により、担当教員としての専門性を早急に担保するとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。

(3) 教職員への障害のある者の採用・人事配置

- 「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、学校においても、障害のある者が教職員という職業を選択することができるよう環境整備を進めていくことが必要である。

中高一貫教育制度に関する主な意見等の整理（概要）

平成23年7月
中央教育審議会初等中等教育分科会
学校段階間の連携・接続等に関する作業部会

1. 総論

- 中高一貫教育制度は、平成9年6月の中央教育審議会第2次答申に基づき、中学校と高等学校の6年間で接続し、6年間の学校生活の中で計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことを目的として、平成11年度から選択的に導入され、平成22年4月現在、402校を数える。平成9年答申の理念に基づき、具体的な成果が上がっている学校が見られる反面、平成9年答申において示された懸念が現実になっていたり、平成9年答申には示されていない論点が課題として挙げられているなどの現状も見られる。

2. 特色ある教育の展開について

- 中高一貫教育校における教育では、様々な試行錯誤をしたり、体験を積み重ねること等を通じて、豊かな学習をし、個性や創造性を伸ばすといった考え方が、制度創設後10年を経た現在、一定程度達成されている。今後とも、各学校がその特色を活かした教育活動を展開していくことが望まれ、
 - ・ 目指す学校像や生徒像の明確化、教育活動の特色化や積極的な広報、
 - ・ 海外留学や国際バカロレア認定校としての取組等、中高一貫教育校の特色ある教育活動の積極的な支援、が必要である。

3. 教育課程の特例の活用状況とその拡充の必要性について

- 中高一貫教育校では、様々な試行錯誤をしたり、体験を積み重ねるなどゆとりある学校生活を送るとの中高一貫教育のねらいを達成する観点から、学習指導要領において所要の特例が設けられているが、現状として、その活用は一部の特例に限られ、決して十分とは言えない状況にある。
- このような中、中高一貫教育校が今後とも特色ある教育を展開することを促すため、教育課程の特例について、更なる拡充を講じる必要があり、具体的には、
 - ・ 「高等学校段階における学校設定教科・科目について卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限」について36単位までとすること
 - ・ 中学校段階内においても、各学年及び各教科の標準授業時数を確保しつつ、学年間において指導内容の一部を移行し、かつ、当該内容を本来の学年で指導しなくてもよいこととし、その旨を明確化することが必要であるほか、連携型の特例の拡充についても、今後検討が必要である。

4. 学力差やいわゆる「中だるみ」への懸念と学習意欲の向上を図る取組について

- 多くの学校において、生徒間の学力差、あるいは学習意欲の低下（いわゆる「中だるみ」）を課題として捉えるようになってきており、それらをいかに向上させるかが課題となっている。中でも中学校段階と高等学校段階の接続に当たる時期において、色々な行事を取り入れたり、生徒へ課題や試験を課したりする等の取組が引き続き有効であると考えられる。

- 「中だるみ」を単に学習意欲の低下ではなく、まさに中等教育の段階で迎える重要な思春期の心の葛藤や不安定さと捉えるべきとも考えられ、中高一貫教育本来のゆとりのある安定的な学校生活を送る中で、6年間の計画的・継続的な教育を展開するという理念のもとで、生徒間の学力差や学習意欲の低下という課題との整合性をどのように考えていくかが重要な視点である。

5. 入学者選抜の在り方と高等学校段階に進む時点での配慮について

- 公立学校（中等教育学校・併設型中学校）において入学者選抜を行う際には、設置者において、学校の目標、人材育成像、教育内容・方法の特色や、これらに基づきどのような適性を有する生徒を求めるのか、その考え方がどのように選抜方法に反映されているのかを明確にし、広く周知することが最も重要である。また、各学校において入学者選抜の方法を決定するに当たっては、「受験エリート校化」や「受験競争の低年齢化」といった懸念を招くおそれがないか、こうした懸念を上回る必要性があるのか、等を見極める必要がある。その際、地域や学校の状況に配慮することが重要である。
現状の「適性検査」については、これらを踏まえ、その内容が妥当なものであるかどうかを、各教育委員会において検証していくことが必要である。制度上、「学力検査」を実施しないこととされていることについては、このような状況を踏まえつつ、これを改めるかどうかを判断することが重要である。
- 連携型においても、学習意欲の低下や学力差については課題意識がある。また、「簡便な入学者選抜」という言葉が、あたかもその高等学校における入学者選抜の難易度や教育内容の程度が低いかなのような印象を与えることがあるとの指摘がなされた。
- 高等学校段階に進む時点では、一部、「他の高等学校等に進学」する例が見られるが、転居等を除き、生徒本人の進路希望を踏まえた上で保護者を交えた面談を行い、他校への進学意思を確認するなど必要な配慮が行われており、この点に関して、特段の課題は認識されていない。

6. 心身発達の差異や人間関係の固定化を踏まえた異年齢集団の活動について

- 中高一貫教育を導入した結果、当初ねらいとしていた学校より多くの学校で異年齢交流による生徒の育成に成果があったとしており、学校運営が困難とする学校は少ない。また、生徒の人間関係の固定化を課題とする学校も決して多くない。
- 心身発達の差異や人間関係の固定化に対する取組として、スクールカウンセラーの活用や、内進生・外進生、学級、年齢の別を超えた活動、行事や部活動等での交流が行われている。特に、中学校段階から高校生と深く交流することができる異年齢集団の活動については、その成果が学校側からも評価されており、生徒側からの評価でも、中高の6年間において深い人間関係が形成されることについての高い評価が見られる。

7. 中高間の教職員の配置・交流と教職員の負担への対応について

- 教職員の意識改革・指導力の向上に成果を認める一方で、教職員の負担が増えているとする学校が多く、教職員の負担感が、制度導入時には懸念されていなかった新たな課題として生じてきている。これらに関する取組として、例えば、校務分掌の中高一体化やITの導入による負担の軽減等の取組が認められるほか、6か年を見通したシラバスの作成等の取組が広く行われることが有効であると考えられる。

- また、学校側からは、公立学校においては高等学校・中学校それぞれから背景の異なる人事により赴任することに起因する困難さも指摘されており、例えば職員室を同じにするといった取組や職員研修などを通じて、双方の教員の相互理解の促進に資することが重要であると考えられる。
- なお、負担感の増加には、中高一貫教育校であることに由来する要因のほかに、「子どもと向き合う時間の確保」の指摘に見られるように、そもそも教職員の超過勤務の常態化等の構造的な背景があることにも留意し、例えば教職員の持っている能力や適性に応じた校務分掌を行うことも重要である。

8. その他の論点

<各地域における中高一貫教育校の整備>

- 中高一貫教育についての生徒や保護者の期待やニーズが非常に高まっており、それに学校の整備が追いついていないとの意見が出された。地方公共団体や学校設置者の主体的な判断により、今後とも中高一貫教育校の量的充実が図られることが求められていると考えられる。

<地域への影響>

- 中高一貫教育校が生徒や保護者のニーズに応える形で際だった才能や意欲を示す子どもを受け入れ、地域のリーダーを育成するといった教育目標を掲げる一方で、公私のバランスや地域の一般の公立中学校への影響を懸念する声もある。一方、これらの学校についても、進路意識が明確になった時点で、最もふさわしい学校を主体的に選択できるなどの利点を有することには留意が必要である。

<連携型中高一貫教育校>

- 連携型はその学校数が近年伸び悩んでいるが、離島など当該地域から離れた高等学校に通学することが難しい地域を中心に、教育委員会や保護者、地域住民が地域ぐるみで連携型中高一貫教育校における教育活動の充実に取り組んでおり、連携型についても、前述した教育課程の特例の拡大などの検討を行うとともに、その取組を支援していくことが必要である。

9. まとめ

- 中高一貫教育制度は、制度創設時に期待された成果が達成される一方で、制度創設後に生じてきた課題なども見られ、必要な制度の改善や各学校における取組が促されることが必要である。また、単に中高一貫教育制度のみの改善にとどまらず、高等教育との接続の観点も含め、今後の高等学校教育の在り方を検討する中での視点も重要である。
- 本作業部会としては、今後とも中高一貫教育校の設置が促進され、今後より一層、生徒の個性や想像力を伸ばすとともに、21世紀の社会で活躍できる人材の育成につながるよう、我が国中等教育の多様化・複線化が深まることを期待する。

小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理【概要】

I 小・中学校間の連携・接続に関する現状、課題認識

「小中連携」…小・中学校が互いに情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

「小中一貫教育」…小中連携のうち、小・中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育

II 小中連携、一貫教育の推進について

1. 目的、効果

(1) 目的

- ・ 小・中学校教職員が義務教育9年間の教育活動を理解することで、9年間の系統性を確保し、教育基本法、学校教育法に新たに規定された、義務教育の目的、目標に掲げる資質、能力、態度等をよりよく養えるようにしていくことは、すべての小中連携、一貫教育に共通する基本的な目的

(2) 効果

- ・ 現行の取組における中学生の不登校出現率の減少、学力調査における平均正答率の上昇、児童生徒や教職員の意識面の変化等の成果を普及していく観点から、小中連携、一貫教育の効果検証の在り方、評価指標について国において検討することが必要

2. 教育課程

(1) 教育課程の編成

- ・ 小・中学校の教育課程の系統性確保のため教職員が互いの教育課程を理解することが必要

(2) 教育課程上の区分

- ・ 「4・3・2」等の学年区分については、児童生徒の実態に合わせた柔軟な教育課程の在り方を工夫する観点から今後も多様な取組が進められ、その成果が蓄積されることが期待

(3) 学習指導要領の範囲を超えた教育課程の基準の特例の必要性

- ・ 新学習指導要領は校種間の円滑な接続・連携の観点が特に重視され改善が図られており、この趣旨を十分に踏まえつつ小・中学校は9年間を見通した教育課程を編成することが必要
- ・ 教育課程特例校制度等を活用した取組について、国、学校、市町村等が内容や成果を対外的に周知することにより多様な取組が蓄積されることが期待
- ・ 学校、市町村において積極的に小中一貫教育を推進できるよう、設置者の判断に基づき、一定の教育課程の基準の特例を活用できるようにすべき。

制度化に当たっては、義務教育の全国的な教育の機会均等や教育水準の担保、転入学児童生徒への配慮、中学校進学に当たっての継続性の確保、小・中学校入学に当たっての選択性が十分でないこと等を勘案するとともに、義務教育、小・中学校教育の目的・目標が確実に達成することができるよう、学習指導要領に規定する各学校・学年の各教科等の内容等を適切に取り扱い、学習指導要領で定める目標を確実に達成す

ることが必要

- ・ 具体的制度としては、小・中学校が9年間を通じた特色ある教育を実現できるよう、小・中学校の教育課程の基準の特例として、一定の範囲内で、各学年の各教科等の授業時数を減じ、その内容を代替できる内容の学校設定教科の授業時数に充てることができるようにするのが望ましい。また、設置者の判断で小・中学校における指導内容に関する学校間又は学年間での入替えや移行を可能とすることについては、義務教育における全国的な教育の機会均等等の観点から十分な検討を経て取り組むこととするのが望ましい
- ・ 中高一貫教育制度との関係について、小中一貫教育を実施する小・中学校の設置者と中高一貫教育校の設置者が互いに連携し、双方の趣旨・目的も踏まえた上で地域において児童生徒の育ちを一貫して支援するような教育の在り方を検討することが必要

3. 指導方法

(1) 乗り入れ指導の実施

- ・ 小・中学校教育の変化に円滑に対応できるよう、小・中学校教職員間で指導の在り方についてよく相談し、認識を共有しておくことが重要
- ・ 乗り入れ指導は児童生徒の不安感の軽減、それによる中1ギャップの解消、教員の他校種に対する理解増進等を図る仕組みとして、導入を積極的に図ることが期待
- ・ 乗り入れ指導や小・中学校教職員合同研修等実施の際、ICTの活用による、校舎間の移動距離・時間の短縮
- ・ 都道府県や市町村における指導技術ごとの研修の開講

(2) 複数学年での合同授業や活動の実施

- ・ 複数学年の合同授業や活動の実施により学習への動機付けの明確化等の教育的効果が期待

4. 推進体制

(1) 校内体制

- ・ 小中連携の主担当や小中一貫教育の教育課程編成の主担当の校務分掌としての位置付け
- ・ 小・中学校間の連絡調整機能をコーディネーターとして小・中学校の校務分掌として位置付け

(2) 学校間の連携・協力体制

- ・ 小・中学校教職員が互いに授業を見合ったり、合同研修を実施したりすることにより9年間の教育課程及び指導方法の理解に資することが第一歩、それに加え、適切な情報交換・交流が重要
- ・ スクールカウンセラーや学校支援ボランティア等多様な関係者の関わりが期待
- ・ 校長が兼務する場合には、迅速な意思決定が可能となる等の良い面がある一方で、校長の事務量の増加等の課題も生じることから、兼務せずに両校長の連携強化による体制整備も考えられる
- ・ 校務の効率化等により、教職員の過度な負担を解消することが必要

(3) 市町村教育委員会の関与

- ・ 小中一貫教育推進担当の指導主事の配置

- ・ 指導主事がコーディネーターの役割を担い、小・中学校間の連絡調整を実施
- ・ 兼務発令された教職員の後補充の講師等の配置
- ・ 公開フォーラム、調査研究事業、モデル事業の実施 等

(4) 都道府県教育委員会の関与

- ・ 小・中学校の両免許取得の推奨
- ・ 人事異動方針として小・中学校教職員の交流促進を位置付け
- ・ 教職員の兼務発令
- ・ 小学校における専科指導に対する教職員定数の加配措置の十分な活用 等

5. 地域との連携等

(1) 「地域とともにある学校」づくりとの関係

- ・ 小中連携、一貫教育と地域連携に併せて取り組むことで大きな効果が期待、その際学校運営協議会制度や学校支援地域本部等の仕組みの導入も考えられる
- ・ 「学園」等の呼称を設けることは、地域の協力を得る観点から効果的
- ・ 小・中学校の統合に併せて小中一貫教育を導入する場合には、各地域の歴史、自負、誇りへの配慮とともに、統合後の小・中学校における教育理念や教育課程の充実への配慮が必要

(2) 通学区域等

- ・ 市町村内に多様な通学区域がある中で小中一貫教育を実施する場合は、連携する小・中学校ごとに教育課程の在り方を共通化することによる9年間の系統的な教育活動の展開が考えられる
- ・ 市町村教育委員会は児童生徒の通学手段に配慮しながら通学区域の設定の仕方について工夫することが期待

6. 教員人事、教員免許

(1) 教員人事

- ・ 新規採用教員や経験年数が長い教員の、他校種の教員との人事交流の促進
- ・ 小学校等の専科担任制度の更なる活用のため、都道府県や市町村における小学校児童に対する指導に関する研修等の実施

(2) 教員免許

- ・ 現職教員の隣接校種免許状取得を更に促進するため、既に都道府県教育委員会等が開設している免許法認定講習を免許状更新講習としても位置付け
- ・ 「義務教育免許状」については、要修得単位数の増加の課題等もあり、中長期的な検討課題とされているが、複数免許状を取得する場合の最低修得単位数の設定の在り方について検討することが期待
- ・ 専科担任制度について、道徳及び特別活動については学校種を問わず指導を可能とすることについて検討することが必要

7. 校地・校舎等

- ・ 小中連携、一貫教育の効果的な実施に資する学校施設の在り方について国として検討することが必要
- ・ 校舎や屋内運動場の一体化に当たり小・中学校を改築する場合、小学校同士又は中

学校同士と同等程度の補助を行うことや共用部分の在り方について国として検討することが必要

Ⅲ 義務教育学校制度（仮称）創設の是非について

1. 義務教育学校制度（仮称）に関するこれまでの指摘等

- ・ 『新しい時代の義務教育を創造する』（平成17年10月26日中央教育審議会答申）等において義務教育学校制度（仮称）創設の可能性等について検討する必要性が指摘

2. 諸外国の義務教育制度等

- ・ アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、韓国、フィンランド、シンガポールにおいては、一般的に初等教育段階から学校制度を複線化している国はなく、初等教育段階と中等教育段階では学校種が異なるのが一般的

3. 義務教育学校制度（仮称）創設の是非

- ・ 義務教育学校制度（仮称）の創設には慎重な検討が必要
- ・ 義務教育学校制度（仮称）に期待されていることとして、義務教育の継続性の確保、教育課程に関する柔軟な対応、教員の他校種の児童生徒に対する指導力向上、校地・校舎の一体的運用等があり得るが、これらは現行制度において対応可能な面が多い
- ・ 教育課程について設置者の判断で一定の教育課程の基準の特例を活用できるようにすること、校舎や屋内運動場の一体化に当たっての国庫補助率の引上げ等により、義務教育学校制度（仮称）に期待されているが現行制度で十分対応できていない点について、一定の改善が図られるものと考えられる。よって設置者の判断で一定の教育課程の基準の特例を活用できるようにし、校舎や屋内運動場の一体化に当たり小学校同士又は中学校同士の統合と同等程度の補助を行うこと等について検討することが望ましい。
- ・ 当該措置の実施により、小中一貫教育の豊富な実践が蓄積され、将来的に義務教育学校制度（仮称）の創設について検討する場合には、教育課程の基準の特例を活用した学校、設置者の取組、ニーズ等を把握し、初等教育段階から複線化することに対する考え方等について十分な検討を進めることが必要

Ⅳ まとめ

- ・ 国、都道府県、市町村においては、本意見等の整理において提案した事項も念頭に置きつつ、小・中学校への支援に努める必要があり、それにより、今後より多くの小・中学校において、小中連携、一貫教育が導入されることが期待